

「普通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」入札説明書等に関する質問・意見回答書

No	資料名	頁／様式	該当箇所				項目名	質問	回答
1	入札説明書	4	2	6	(3)		事業期間	開業準備期間が平成31年7月～平成31年8月(2ヶ月間)となっていることから、維持管理運営の開始月は9月になると思いますが、記載は平成31年8月から維持管理運営開始となっております。 維持管理運営開始月は開業準備期間終了後の9月が正という認識でよろしいでしょうか。	維持管理運営の開始は平成31年8月下旬を予定しています。
2	入札説明書	7	2	6	(5)	ア	事業者の収入	サービス対価A1について一括払いがなされる時期はいつでしょうか。	事業契約書(案)P.54を参照してください。 「維持管理・運営開始日以後、請求を受けた日から30日以内に支払う。」としています。
3	入札説明書	7	2	8			事業のスケジュール	「落札者の決定及び公表」から「仮契約締結」までの期間が1ヶ月未満と短くSPCの定款認証、資本金振込、設立登記等を考えますとスケジュール的に厳しいものになっています。落札者決定の前倒し又は「仮契約締結」期限の延長を検討頂けないでしょうか。	事業全体のスケジュールを考慮し、原案の通りとします。
4	入札説明書	8	2				選定の手順	本質問にて明らかになった内容に対して、新たに不明点が出てくる可能性があることから、第二回目の質問の機会をご検討いただけませんかでしょうか。	質疑は今回限りとします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
5	入札説明書	11	3	3	(3)	イ		指名停止措置	故意ではない労災事故により指名停止になるリスクは少なからずどの企業でも存在すると思われます。原案では国・香川県における軽微なペナルティを受ける場合においても本件への参加ができなくなるため、要件のうち「国・香川県」を外して頂きたいをお願いします。	構成員の制限については、国と香川県の指名停止の要件は含まず、1市2町の指名停止のみを対象とすることに変更します。	
6	入札説明書	11	3	3	(3)	イ		構成員の制限	1市2町の事業であること、また故意でない事故の発生等も含まれると想定すると、全国ネットワークの企業においてはあまりに範囲が広く不確定要素が高まることから、構成員の制限としては国・香川県の指名停止措置は含まないものとし、1市2町のみとしていただけませんか。	No.5を参照してください。	
7	入札説明書	11	3	3	(3)			構成員の制限	構成員の定義を教えてください。構成企業と協力企業という理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。	
8	入札説明書	11	3	3	(2)	ケ		入札参加者の資格要件	運営企業の資格要件でしょうか。	ご理解の通りです。	
9	入札説明書	16	3	4	(3)	(キ)		基準金利	基準金利について、応募者間で齟齬のないよう、貴市町よりホームページ上で公表頂けないでしょうか。	基準金利は1市2町ホームページにて公表予定です。	
10	入札説明書	17	3	4	(3)	イ	(ケ)	入札時算定用年間提供給食数	アレルギー等対応食65食/日を含む書かれています。最大食数との理解よろしいでしょうか。	現時点での想定です。安全を確保したうえで、将来的な増加への対応をご提案ください。	
11	入札説明書	17	3	4	(3)	イ	(ク)	一次支払金	※1に記載の様式27-7とあるのは28-7でしょうか。	ご理解の通りです。	
12	入札説明書	17	3	4	(3)	イ	(ク)	一時支払金	建設一時金の算出にあたり、補助対象経費は税込の金額で計算すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
13	入札説明書	18	3	4	(3)	イ	(ス)	b	契約保証金	1年分の維持管理・運營業務費相当額とは、事業契約書案第19条第1項2号に記載されている維持管理・運営初年度のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計の1年間分ということでしょうか。	No.137を参照してください。
14	入札説明書	19	3	6	(1)				基本協定の締結	「～落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」とございますが、この時点では市と事業者間において協定や契約等を締結しておらず、また、落札金額の100分の5という企業経営に多大な影響を与えかねない違約金支払リスクとなり大きな参入障壁となることから、この規定の削除をご検討いただけませんかでしょうか。	入札説明書P.19、6、(1)のうち、「なお、1市2町は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」を削除します。
15	入札説明書	19	3	6	(1)				基本協定の締結	「なお、1市2町は落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」との記載がありますが、「落札者の事由により基本協定を締結しない場合」とはどのような場合を想定されてますでしょうか。	No.14を参照してください。
16	入札説明書	19	3	6	(1)				基本協定の締結	落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあるとありますが、前段のただし書きにおける指名停止等に該当する場合も落札者の事由も含まれますか。	No.14を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
17	入札説明書	19	3	6	(1)			基本協定の締結	落札者の事由により基本協定を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがあるとありますが、この時点では事業者と市において協定や契約等を締結しておらず、また、落札金額の100分の5という企業経営に多大な影響を与えかねない違約金支払リスクを抱えて事業に参加することは困難であることから、この規定の削除をご検討いただくか、あるいは市への賠償等に関しては協議事項としていただけませんか。	No.14を参照してください。
18	入札説明書	20	3	6	(3)			事業契約の締結	「なお、1市2町は落札者の事由により本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」との記載がありますが、「落札者の事由により本契約を締結しない場合」とはどのような場合を想定されてますでしょうか。	入札説明書P.19、6、(3)のうち、「なお、1市2町は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を請求することがある。」を、「なお、1市2町は落札者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがある。」と修正します。
19	入札説明書	20	3	6	(2)			SPCの設立	本施設所在地をSPC本店所在地として登記してもよろしいでしょうか。	可とします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
20	要求水準書	2	1	3	(2)	キ		生ゴミ	生ゴミの減量化及び再資源化への対応で減量化は可能ですが再資源化の捉え方で生ゴミ処理機など食数に対して過大な設備になりコスト面・管理面(機械トラブル)での問題が懸念されますので、減量化のみの対応の提案でも宜しいでしょうか。ご教授ください。	要求水準書40頁オ(ア)に「残渣及び廃棄物の再資源化に努めること」とあるのは努力義務であり、事業者として最適と考えられる提案をしてください。	
21	要求水準書	6	1	3	(6)	イ	(ウ)	献立方式	「1市2町が別途発注するパン、麺、ジャム等は本件施設から配送する。」とございますが、パン、麺は個包装でしょうか。麺は、ご飯兼パン用食缶で配送をする想定でしょうか。	パンは個包装されていません。麺、ジャムは個包装を想定しています。麺はご飯兼パン食缶での配送を想定しています。	
22	要求水準書	6	1	3	(6)	イ	(ウ)		「別途香川県学校給食会が指定する委託業者により、週1～2回程度炊飯を実施する」とございますが、今回整備する給食センターの給食エリア一般区域及び炊飯室を使用する想定でしょうか？	今回整備するセンターではありません。「別途香川県学校給食会が指定する委託業者」の施設にて炊飯します。	
23	要求水準書	6	1	3	(6)	イ	(ウ)	パン、麺、ジャム等	検収後のパン、麺、ジャム等の容器移し替えが必要でしょうか。その場合プラスチックへの移し替えでも宜しいでしょうか。ご教授ください。	パンは業者納入箱からクラスごとの食缶に必要な数を配缶します。麺、ジャム等を調理場に持ち込む場合、容器に移し替えが必要です。プラスチックで可とします。	
24	要求水準書	6	1	3	(6)	イ		献立方式	手作り給食の頻度及び想定される献立名についてご教示下さい。	月1～2回程度手作り給食を実施します。但し、調理作業への負担を勘案し、委託炊飯の日等を実施するといった配慮を行います。少なくともミキサーが必要であり、成形機等、その他設備は事業者提案に委ねます。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
25	要求水準書	6	1	3	(6)	イ	(ウ)	献立方式	給食センターに納入されるパンの納入時間についてご教示下さい。	現時点では未定です。
26	要求水準書	6	1	3	(6)	イ	(ウ)	献立方式	パンの検収について、事業者が行う業務としては目視による異物混入の確認しか出来ないと想定されます。検収されたパンの中身に異物が混入していた場合の帰責者負担について、運営事業者の負担から回避されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	要求水準書	6	1	3	(6)	ウ	(ウ)	炊飯設備	炊飯調理に使用する米は無洗米でしょうか。	原則として、無洗米ではありません。
28	要求水準書	6	1	3	(6)	カ		配送校	学校の統廃合・新設等による配送校の変更はありますでしょうか。ご教示下さい。	善通寺市は、統廃合・新設等の予定はありません。琴平町は小学校の統廃合の予定(3校→1校)があります。多度津町は検討は行っていますが、詳細については未定です。
29	要求水準書	8	1	3	(6)	キ		配送校の状況	幼稚園のクラス数で1クラスずつに分けた場合、極端に少ない喫食クラスは、保温・保冷の観点からも給食のみ1クラスにまとめるなどの対応でも宜しいでしょうか。ご教授ください。	各校からの指定クラス数に従います。容量の小さい食缶を使用する等柔軟な対応をお願いします。
30	要求水準書	10	2	1	(1)	ア	(エ)	安全・安心でおいしい給食	「配膳盆等の適切な管理」とございますが、配膳盆とは、いわゆるトレイとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
31	要求水準書	10	2	1	(1)	ア	(エ)	配膳盆	配膳盆の適切な管理とありますが、配膳盆とは給食当番が各子供たちに配食するための物ですか。あるいは配膳盆がトレイとして個人用の場合は、炊飯設備も給食センター機能に取りいれるため、コンテナ数増になり配送等に問題が出る懸念がありますので、学校保管で学期ごとに、洗浄消毒するていあんで駄目でしょうか。ご教授ください。	配膳盆はトレイです。本施設で消毒保管してください。6,700枚調達とし、更新分も含めた調達計画としてください。
32	要求水準書	10	2	1	(1)	ア	(エ)	配膳盆	配膳盆の適切な管理とありますが、配膳盆が69項に記載の食具等のトレイの場合は、調達数量をご指示願います。	No.31を参照してください。
33	要求水準書	10	2	1	(1)	イ	(エ)	施設整備業務	「地元食材を使用した料理教室の開催や伝統食・郷土食の保存継承に利用できるスペース確保」と書かれていますが、伝統食・郷土食の食材用の冷蔵庫が必要でしょうか。必要な場合はどれ位の容量が必要でしょうか。	実施方針等質疑回答書の要求水準書案No.117を参照してください。また、あくまで性能発注ですので、事業者が最適と考えられる提案をしてください。
34	要求水準書	12	2	2	(3)	イ	(オ)	外構整備	雨水の「処理方法、処理量については、1市2町の関係課と協議すること。」とございますが、雨水処理については、1市2町において調整済みとの理解でよろしいでしょうか。	関係課内では調整済です。
35	要求水準書	12	2	2	(3)	イ	(カ)	敷地内の農業用水	農業用水より水が溢れたことはありませんか。	台風などで大水が発生した時などに溢れ出ることは考えられます。
36	要求水準書	12	2	2	(3)	イ	(カ)	敷地内の農業用水	水路の付替えは、不可とのことですが、水路幅または深さを変更する改修を行うことは可能でしょうか。	不可です。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
37	要求水準書	15	2	2	(12)	ウ	(ア)		所有権移転	その説明を行なうこと。とございますが、作成したマニュアルの説明を行なうこと、ということでしょうか。あるいは作成したマニュアルに沿って各種設備、備品等の使用方法の説明を行なうこと、ということでしょうか。	「作成したマニュアルの説明を行なうこと」です。
38	要求水準書	17	3	5					リハーサル	リハーサルにおいては、配送校まで配送し、配膳は行わないと記載がありますが、給食提供訓練時に1市2町の配膳職員とコンテナの受け渡し方法やアレルギー食の確認方法などの確認を協議の上、実施することは可能でしょうか。	現時点で明確に可否を回答することはできませんが、効果的なリハーサルとする方法については積極的に提案してください。 個々の提案実施については、1市2町と事業者で協議します。
39	要求水準書	17	3	5					試食会	1市2町が要請する試食会について、どのくらいの回数を想定されてますでしょうか。	平成28年度の試食会の開催実績は次のとおりです。 善通寺市 13回 琴平町 5回 多度津町 7回
40	要求水準書	28	4	2	(7)	ウ	(キ)		調理機器等の設備異常	調理機器等の設備異常の感知とありますが、機器の特性上システムに組み入れることは困難となりますので、個々の機器ごとに異常時のエラー表示等の対応で宜しいでしょうか。ご教授ください。	個別機器での対応で構いませんが、運営業務従事者が、調理機器の設備異常を明確に感知できる仕組みとしてください。
41	要求水準書	28	4	2	(6)	イ	(オ)	e	付帯施設等	敷地内を横断する農業用水路内に、ねずみ及び衛生害虫等の発生源となるものを発見した場合、事業者は1市2町へ報告まで行なえばよく、発生源の除去、清掃は地元水利組合が行なうとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	要求水準書	36	5	3	(1)	イ	(エ)	d	二次汚染の防止	床面から60cm以上の場所とありますが、配缶時の作業性を考慮して回転釜等の配缶時に使用する配缶台等は、食缶の上部が60cm以上になる仕様で宜しいでしょうか。ご教授ください。	台の高さが60cm、又は缶底の高さが60cm以上です。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
					(1)	イ	(ク)	f			
43	要求水準書	37	5	3	(1)	イ	(ク)	f	アレルギー対応食の提供	アレルギー等対応食で使用する、配送・配膳用の個別園児・児童生徒専用のランチジャー及び個別食器の調達は本事業の範囲内でしょうか。範囲内ならば、必要なランチジャー・個別食器の容量、寸法、参考型式をお示しください。	事業者の業務範囲内です。ランチジャーの仕様等は事業者の提案に委ねます。個別食器の使用については協議中です。
44	要求水準書	38	3		(1)	イ	(ケ)	e	アレルギー等対応食の提供	アレルギー等対応食調理室内では、除去食・代替食のみを調理し、ランチジャーに配食、配送をするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、当日の給食1食分(米飯やその他のおかず等を含む)をランチジャーに入れます。
45	要求水準書	38	3		(1)	イ	(ケ)	e	アレルギー等対応食の提供	アレルギー対応食の個別食器セットは、基本献立用の食器を個別に配送し、学校にてランチジャーからその食器に移し替える想定をされているということでしょうか。	対象児童・生徒の希望、判断により、食器に移し替えるケースも想定されます。
46	要求水準書	38	3		(1)	イ	(ケ)	e	アレルギー等対応食の提供	「配送・配膳については、」とございますが、配膳業務は貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	要求水準書	40	5	3	(1)	オ			廃棄物処理業務	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.63のご回答で、「パンは給食センターからの配送です。残滓として却ってきます。」とのことですが、給食センターを経由せず直接配送校に配送をされる牛乳の飲み残しは、給食センターには却ってこないとの理解でよろしいでしょうか。牛乳の飲み残しを給食センターの排水処理施設(厨房除外施設)にて処理するには非常に大きな負荷がかかってしまい、大きな規模・能力を有する排水処理施設(厨房除外施設)を整備することが必要となり、建設コスト及び維持管理コストの大幅な上昇につながってしまいます。	No.49を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
48	要求水準書	40	5	3	(1)	オ	(イ)	残渣の堆肥化	実施方針等に関する質問回答(No64)において、「残渣の堆肥化が可能な設備の設置」は誤記との回答をいただきましたが、本要求水準書では記載されております。堆肥化設備を設置することが正との理解でよろしいでしょうか。	本施設に堆肥化設備は求めません。	
49	要求水準書	40	第5	3	(1)	オ		廃棄物処理業務	各配送校から回収した残渣の中に、生徒が食べ残したデザートや牛乳も含まれるのでしょうか。	デザートや委託米飯の食べ残しがセンターに戻ってきます。牛乳の飲み残しはあります。現時点では決定していませんが、原則としてセンターへ返却しない方針を考えています。	
50	要求水準書	43	5	3	(2)	イ		納品	野菜類(一部前日納品)とありますが、内容と物量及び保管方法をご教授ください。	前日納品のうち、根菜類(さつまいも、じゃがいも、れんこん、ごぼう)は常温保存となり、その他は全て冷蔵保存となります。当日納品は、もやし、果物、加工品油揚げ、豆腐、肉魚卵となります。	
51	要求水準書	43	第5	3	(2)	イ		食材検収業務	当日納品の野菜類について一部前日納品と記載がありますが、前日納品を予定している食材についてご教示下さい。	No.50を参照してください。	
52	要求水準書	44	5	3	(2)	カ		食数調整	「～4,500人/日以上～とならない可能性がある場合は、サービス対価の見直し等を行う」とございます。また、要求水準書P.9では、平成46年度は4,400食と記載がございます。サービス対価の見直しについては、具体的にはどのようにお考えでしょうか。ご教授ください。	「4,000人/日以上」と修正します。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
53	要求水準書	47	6	2					野菜下処理室 f.皮むき下処理エリアを設け、土壌球根野菜類専用エリアとし、ピーラー等による皮むき作業を行うこと。とは根菜処理室を設けた場合は根菜類の芽取り作業等を差す理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。 No.54を参照してください。	
54	要求水準書	47	6	2					根菜処理室と野菜下処理室の中の土壌球根野菜類専用エリアで、用途が同じと見受けられます。球根野菜の処理は部屋として区画するのか、野菜下処理室内にエリアとして設けるのか、どちらがよろしいでしょうか。	泥付き根菜類の泥落とし、葉物野菜の根切り等、泥付き野菜の処理は下処理室を清潔に保つため、根菜処理室で行うことが望ましいと考えます。 要求水準書P.47、「野菜下処理室」 「f」の土壌球根類専用エリアは削除します。	
55	要求水準書	48	6	2					冷蔵庫(室)冷凍庫(室) b.卵類とは具体的にどの様な物かご教授下さい。	卵類の記述は削除します。	
56	要求水準書	48	6	2					冷蔵庫(室)冷凍庫(室) e.下処理後の野菜他専用とは、どの様な状態で保管するお考えでしょうか。一般的に洗浄後の野菜類はすぐに野菜上処理室に受け渡され切裁されますが、ご教授下さい。	下処理後の野菜はすぐに切裁します。	
57	要求水準書	48	6	2					冷蔵庫(室)冷凍庫(室) e.保存食の調理済み食品は非汚染作業区域で保存との理解で宜しいでしょうか。ご教授ください。	ご理解のとおりです。	
58	要求水準書	48	6	2					米庫 b.納入・回収動線に配慮の回収とは、どの様なものを差すのかご教授下さい。	「回収動線」は削除し、「納入動線」のみとします。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
59	要求水準書	48	6	2					食油庫	食油庫 b.可能な限り検収室に接近の位置とは、衛生管理面から検収室に接続した荷受室に近接した位置との理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	衛生面と作業効率を考慮しています。
60	要求水準書	48	6	2					食油庫	食油庫 c.動線交差に配慮とは、区画として仕切れば良いのでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。
61	要求水準書	49	6	2					食品庫・調味料庫	食品庫・調味料庫 d.弾力的に整理とは、移動式のラック等で運用との理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。
62	要求水準書	49	6	2					洗浄室	洗浄室 c.器具洗浄室に隣接とありますが、どのような器具を洗浄か具体的にご教授下さい。	洗浄室内で使用する器具です。なお、汚染区域用器具洗浄室(洗浄ゾーン)の設置は必須ではありません。
63	要求水準書	50	6	2					残渣室	残渣室 d.残渣の搬入、回収、移送等の際の出入口の区分とありますが、すべて汚染作業区域内ですので、運用上支障が無い位置に出入口を設けるとの理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。
64	要求水準書	51	6	2					揚物・焼物・蒸し物室	揚物・焼物・蒸し物室 b.動線が、交差しないよう配慮とありますが、調理前の食材滞留時に調理後の給食が同時に存在しないとの理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	運営企業と作業工程・作業動線を協議し、交差汚染の危険性を減らす提案としてください。
65	要求水準書	51	6	2					揚物・焼物・蒸し物室	揚物・焼物・蒸し物室 c.共用することを検討し、コスト削減を図るとありますが、部分的に2献立で対応する理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	1献立としています。スチームコンベクションオープン等、多機能機器の活用をご提案ください。
66	要求水準書	51	6	2					冷蔵庫(室)冷凍庫(室)	冷蔵庫(室)冷凍庫(室) a.野菜他専用とありますが、下処理後のどの様な物の保管をお考えでしょうか。ご教授下さい。	No.56を参照してください。
67	要求水準書	51	6	2					冷蔵庫(室)冷凍庫(室)	冷蔵庫(室)冷凍庫(室) a.保存食の原材料は、汚染作業区域での保存との理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	No.57を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
68	要求水準書	52	6	2					仕分室	仕分室 a.※仕分室は、「配送・コンテナプールゾーン」に設置することも可とは、検収室側より入荷され食品庫に一時保管し給食当日に非汚染作業区域のコンテナ室の1画で仕分作業との理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	パンは当日、原材料の検収室とは別の検収箇所を経由して納入することを想定してします。ふりかけ・ジャム等は検収室より入荷され、給食前日に仕分けることを想定しています。
69	要求水準書	52	6	2					和え物室	和え物調理のボイル工程は、煮炊き調理室で行う認識でよろしいでしょうか。	和え物調理のボイル工程は、煮炊き調理室でも可とします。
70	要求水準書	52	6	2					和え物室 和え物準備室	和え物室と和え物準備室を同一の部屋として計画してよろしいでしょうか。	同一として構いません。なお、果物切裁は和え物室と別室としてください。
71	要求水準書	52	第6	2					諸室の説明	和え物準備室aに記載がある果物について、手切りの内容(皮を剥いて●分割等)についてご教示下さい。	りんご・・・1/6～1/4個芯とり皮付き オレンジ(はっさく等)・・・1/6～1/4個皮付き みかん・・・1個皮付き キウイ・・・1/2カット皮付き すいか・・・1/32皮付き メロン・・・1/16

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
72	要求水準書	55	6	2				見学者通路	「調理室を含め3工程は必ず見学できるように計画すること。」と記載がありますが、見学者通路について、大会議室等から一部の調理工程を見学できるような施設計画としてもよろしいでしょうか。	カメラ、モニター等を活用して3工程以上の工程を見ることができるのであれば、ご質問のように会議室から一部の調理工程を見学することで可とします。 なお、その場合も「展示コーナー」についてはご提案をお願いします。
73	要求水準書	56	6	2				事業者用便所	事業者用便所 a. 事務職員が利用とありますが、検便済みの場合は調理従事者用を共用しても宜しいでしょうか。ご教授ください。	事務職員で腸内細菌検査を受けている者は調理従事者用の利用を可とします。 ただし、調理従事者用便所を利用する者が来客用便所を併用するなど、衛生管理上問題のある利用は避けてください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
74	要求水準書	56	6	2					事業者用便所	事業者用便所 a. 事務職員が利用とありますが、検便無しの場合は来客用便所を利用しても宜しいでしょうか。ご教授ください。	事務職員が腸内細菌検査を受けていない場合は、来客用便所を利用することになります。ただし、腸内細菌検査を受けていない者が給食エリアに立ち入ることはできません。施設計画上、給食エリアと一般エリアの衛生管理を明確に区分して提案してください。
75	要求水準書	56	6	2					事業者用便所	事業者用便所 f. 調理衣を脱着できる場所とありますが、事務職員が利用する場合調理衣は着いていないので、不要でも宜しいでしょうか。ご教授ください。	調理従事者と共用しない場合に限り、調理衣を脱着できる場所は不要とします。
76	要求水準書	56	6	2					ゴミ置場	ゴミ置場 a. 保管する庫とするとありますが、プラットホーム下部に可動式で密閉仕様の収納等は可能でしょうか。ご教授ください。	あくまで仮置きの場合とし、別途ゴミ置き場を設置するならば可能です。衛生面・安全面を確保した提案としてください。
77	要求水準書	60	6	3	(1)	エ	(イ)		自動記録	前回の質問の機器の温度を自動記録するとの回答に対して、コストアップになり制御が困難なため、保存用に対応した冷蔵庫(室)冷凍庫(室)及び保存食用冷凍庫のみの対応では駄目でしょうか。ご教授下さい。	No.281を参照してください。
78	要求水準書	62	6	3	(2)	ク			テレビ共同受信設備	「必要箇所に設置すること。」となっておりますが、受信チャンネル及び受信方法(アンテナまたはケーブル)等は事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
79	要求水準書	67	6	3	(4)	イ	(イ)	f(b)	消毒保管庫・殺菌庫	食缶をコンテナに収納して消毒とありますが、食缶は後日の配缶作業を考慮して、調理室付近の保管庫にて消毒の考えで宜しいでしょうか。ご教授下さい。	安全性・効率性に配慮し提案してください。
80	要求水準書	67	6	3	(4)	ウ	(ア)		耐震	建築設備の耐震安全性の分類に準じることとありますが、機器の形状及び設置位置の関係で、脚部対角固定など制約がありますので、調理設備機器は機器に適した固定方法で良いとの理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	施設整備業務において協議しますので、落札後、具体的に提案してください。
81	要求水準書	67	第6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ	琴平町の配送時にコンテナから配膳台に食缶を載せ換えると記載がありますが、配送校の配膳台の調達は事業者の負担となるのでしょうか。	琴平町の負担となります。
82	要求水準書	69	6	3	(7)	ア	(イ)		食器・食缶	試食会用は園児・児童生徒が使用するものと同一とありますが、園児・児童生徒ではサイズが違うため、生徒用のサイズで宜しいでしょうか。ご教授下さい。	全体の5%程度確保する予備用食器の中から試食会用の食器を使用することを想定しています。
83	要求水準書	69	6	3	(7)	イ	(ウ)		食具等	丸スプーンは、材質・サイズ等の記載がありません。事業者側の提案でよろしいでしょうか。	ステンレス製とします。
84	要求水準書	69	6	3	(7)	イ	(ウ)		食器	(ウ)破損等による不足が発生しないよう、5%程度の予備を確保することと書かれています。1年間の破損率として、理解してよろしいでしょうか。	開業当初、最低限確保すべき予備とご理解ください。食器の更新は事業者の業務範囲内ですので、適切な更新計画を提案してください。
85	要求水準書	70	6	3	(7)	ウ			佃煮用食缶	要求水準書P.52に「添加物(ふりかけ、佃煮等)」と記載がございます。佃煮用食缶は、添加物の佃煮を入れるという理解でよろしいでしょうか。佃煮は、個包装でしょうか。個包装であれば、食缶ではなくビニール袋などで配送する計画にしてもよろしいでしょうか。	個包装のふりかけ、のりの佃煮等はビニール袋で配送します。佃煮やしょうゆ豆等センターで計量配缶するものもあります。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
86	要求水準書	70	6	3	(7)	ウ	(イ)		食缶等	「高性能断熱二重食缶」と記載がございますが、表の果物用食缶と佃煮用食缶も高性能断熱二重食缶の想定でしょうか？ご教授願います。	果物用、佃煮用、揚げ物用は二重食缶でなくて構いません。
87	要求水準書	70	6	3	(7)	ウ	(イ)		食缶等	表の果物用食缶と佃煮用食缶は何リットルの食缶の想定でしょうか？ご教授願います。	要求水準書記載のサイズから推量してください。 あくまで参考として例示したものであり、メーカーや寸法等を指定するものではありません。
88	要求水準書	70	6	3	(7)	ウ	(イ)		食缶等	表の食缶は6種類ございますが、同時に使用する食缶は最大で4食缶との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	70	6	3	(7)	ウ	(イ)		食缶等	表の食缶は6種類ございますが、揚げパン用食缶はございませんので、要求水準(案)に関する質問回答No.125に回答頂きました通り、ご飯用食缶に揚げパンを配缶する想定でしょうか？ご教授願います。	ご理解の通りです。 ごはん用食缶に入りきらない場合、揚げ物用食缶併用も考えられます。
90	要求水準書	70	6	3	(7)	エ			配膳器具	表の「ののじステンレスしゃもじ」の材質にフッ素樹脂製と記載がございますが、ステンレス製のしゃもじにフッ素樹脂加工をしたしゃもじと読み替えてもよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
91	要求水準書	71	6	3	(8)	イ	(ウ)		清掃用具収納設備等	靴の底、側面及び甲が殺菌できる設備とありますが、調理靴消毒庫の設置との理解で宜しいでしょうか。ご教授下さい。	ご理解の通りです。
92	要求水準書	72	7						提出書類	提出書類として、「記載内容については、適時、1市2町と事業者で協議～提出を行うこと。」と記載がございます。提出書類の部数は、各自他体分(3部提出)ではなく、1市2町で1部提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	部数については、落札後協議します。
93	要求水準書	73	7	1					計画書	建設等業務計画書への記載内容に、配膳室の新設・改修業務とございますが、これらの業務も事業者が請負う業務でしょうか？	配膳室の新設・改修は事業範囲外ですので、当該箇所は削除とします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
94	要求水準書	15	2	2	(11)	ウ			交付金申請支援	「学校施設環境改善交付金」の交付申請や起債に必要な資料の作成支援のために、文部科学省、もしくは国土交通省の数量積算基準による工事費内訳書、数量調書が必要でしょうか。	必要となります。
95	要求水準書	15	2	2	(11)	ウ			交付金申請支援	交付金申請用の設計図書及び積算書等の作成支援(申請対象区分と対象外部分の区分け等)については、実施設計等の着手時に、具体的な区分け方法の指示を、1市2町よりいただけるものと、考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	要求水準書	26	4	2	(6)	(イ)	abc		建物全般 給食エリア 一般エリア	作業区域内の床・・・天井及び窓ガラスは月1回以上清掃すること。長期休暇中には、天井、床、内壁等の洗・・・清掃を実施すること。見学者スペース及び玄関の窓ガラスは・・・長期休暇中に行うものとする。とあるが、この細節の建物の区分けとしては、給食エリアと一般エリアに分かれます。建物全体の要求水準はどこまで適応され则认为れば良いでしょうか。給食エリアについては要求水準に準じて作業を実施すれば問題ないと思いますが、一般エリアの見学者スペース・玄関・給食エリア側の窓ガラス以外について、要求される水準としては、建物全般の「天井及び窓ガラスは月1回以上清掃を行う」が適応され则认为れば良いのでしょうか。	要求水準書P.25～26に記載されている通りです。「建物全般」の項は、エリアの区別無く摘要されます。「一般エリア」について詳細にわたり記載の無い箇所は、「建物全般」についてが摘要されます。あくまで要求水準であり、学校給食センターとしての性能を損なわないように清掃業務を履行してください。
97	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	琴平北幼稚園は現琴平町学校給食センター敷地からの配送となっておりますが、事業開始時は現状の縞鋼板のプラットフォームからの受入れでよろしいでしょうか。	縞鋼板のところからの搬入になります。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
98	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	琴平北幼稚園は現状ではコンテナは配膳室に入らないと思われませんが、コンテナの扉を開けて食器食缶を取り出している場所をご教示願います。	現在、使用しているコンテナはサイズが比較的小さいため、そのまま室内へ入れています。コンテナのサイズによっては、建屋内には入らないことが想定されます。その場合、入口で配膳台に寄せ換えることとなります。
99	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	琴平中学校はH32年度に新築されるとのことですが、配膳室も新築されるのでしょうか。その際は現状より面積が大きくなり、プラットフォームもH900程度となる予定でしょうか。	これから設計に入る段階ですので、配膳室やプラットフォームの高さについてはどのような形状にでも対応可能です。
100	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	琴平中学校はH32年度に新築されるとのことですが、配膳室も新築されるのでしょうか。その際は配膳室は現状の3t車で配送できる計画でしょうか。	これから設計に入る段階ですので、配膳室や搬入路について支障のないものにします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
101	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	<p>多度津町立四箇小学校におきまして、配膳室(1F・2F・3F)の調査ができなかったのですが、改めての調査は可能でしょうか。不可能な場合は、棚(有無・寸法)／牛乳保冷庫(有無・寸法)／リフト(寸法・積載重量)のご教授願います。</p>	<p>それぞれの寸法をお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト 高さ155cm 幅100cm 奥行149cm 最大積載量 500キロ ○ 1階 配膳室入口幅及び高さ 199cm ・棚1(入り口左・2段2列) 棚全体 高さ130cm 幅187cm コンテナから出した食缶を置いておきます。 左側上段 縦55cm 横87cm 奥行64cm 左側下段 縦55cm 横87cm 奥行64cm 右側上段 縦55cm 横89cm 奥行64cm 右側下段 縦55cm 横89cm 奥行64cm ・棚2(部屋奥リフト左側・2段2列) 棚全体 高さ79cm 幅120cm 左側上段 縦36cm 横57cm 奥行46cm 左側下段 縦36cm 横57cm 奥行46cm 右側上段 縦36cm 横56cm 奥行46cm 右側下段 縦36cm 横56cm 奥行46cm ・牛乳冷蔵庫 高さ179cm 幅75cm 内部高さ139cm 内部幅67cm 奥行75cm ○ 2階 配膳室入口幅及び高さ 199cm ・棚(2段2列) 高さ129cm 幅300cm 左側上段 縦55cm 横142cm 奥行64cm 左側下段 縦55cm 横142cm 奥行64cm 右側上段 縦55cm 横142cm 奥行64cm 右側下段 縦55cm 横142cm 奥行64cm ○ 3階 配膳室入口幅及び高さ 199cm ・棚(2段) 高さ129cm 幅150cm 上段 縦55cm 横142cm 奥行64cm 下段 縦55cm 横142cm 奥行64cm
102	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	<p>多度津町立多度津小学校。各クラスへの配送は、配膳室にてコンテナより配送カートに乗せ換えた後、配送する認識でよろしいでしょうか。その際の配膳台(移動カート)の調達は多度津町町様で準備されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>配送車から下ろしたコンテナを2階及び3階へ運び、その中の食缶を各クラスの児童が直接取りに来ていますので、移動カートは利用していません。</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
103	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	<p>多度津町立四箇小学校。 各クラスへの配送は、配膳室にてコンテナより配送カートに乗せ換えた後、配送する認識でよろしいでしょうか。 その際の配膳台(移動カート)の調達は多度津町町様で準備されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>コンテナより食缶を配膳室内の棚へ乗せ換えた後、各クラスの児童が直接各クラスへ運びますので、移動カートは利用しておりません。</p>
104	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	<p>多度津町立白方小学校。 各クラスへの配送は、配膳室にてコンテナより配送カートに乗せ換えた後、配送する認識でよろしいでしょうか。 その際の配膳台(移動カート)の調達は多度津町様で準備されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>コンテナから出した食缶等を台車に乗せ、リフトにより各階へ運んだ後、それぞれのクラスの児童が直接取りに来ています。台車は学校に備え付けのものがありますので、給食センターで用意するものではありません。</p>
105	要求水準書	38	5	3	(1)	ウ	(ア)	a	(c)配送車から配膳室へのコンテナ収納	<p>多度津町立豊原小学校。 各クラスへの配送は、配膳室にてコンテナより配送カートに乗せ換えた後、配送する認識でよろしいでしょうか。 その際の配膳台(移動カート)の調達は多度津町町様で準備されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>配送車から下ろしたコンテナを各階へ運び、その中の食缶を各クラスの児童が直接取りに来ていますので、移動カートは利用していません。</p>
106	要求水準書	5	1	3	(5)				敷地概要中、周辺道路	<p>平成29年2月17日の実施方針等に関する説明会において、本件施設建設予定地西側は6.0m道路に拡幅の予定と口頭で説明がありましたが、要求水準書では現況幅員のみの記載になっています。幅員6.0mの市による道路整備は決定事項として取り扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>道路整備は行いますが、幅員は、狭い所では5.0m程度になります。</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
107	要求水準書	5	1	3	(5)				敷地概要中、周辺道路	平成29年2月17日の実施方針等に関する説明会において、本件施設建設予定地の間にある道路(今回の要求水準書で、本件建設予定地北側：善通寺市所有公衆道路)は、計画地内で移設を提案してもよい、との口頭で説明がありましたが、今回の要求水準書には記載がありません。北側道路の移設は提案してよい、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	5	1	3	(5)				敷地概要中、周辺道路	平成29年2月17日の実施方針等に関する説明会において、本件施設建設予定地の間にある道路(今回の要求水準書で、本件建設予定地北側：善通寺市所有公衆道路)は、計画地内で移設を提案してもよい、との口頭説明に基づき、移設を計画する際に、新たな道路の路床、路盤、舗装の築造については、事業者の計画する位置に、市の事業、市の負担で移設されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、移設位置等計画については、善通寺市の担当課等と協議を要します。
109	要求水準書	5	1	3	(5)				敷地概要中、周辺道路	平成29年2月17日の実施方針等に関する説明会において、本件施設建設予定地の間にある道路(今回の要求水準書で、本件建設予定地北側：善通寺市所有公衆道路)は、計画地内で移設を提案してもよい、との口頭説明に基づき、移設を計画する際に、現在の北側道路下に埋設されている上水管は、事業者の計画する位置に、市の事業、市の負担で移設されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、移設位置等計画については、善通寺市の担当課等と協議を要します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
110	要求水準書	5	1	3	(5)				敷地概要中、周辺道路	平成29年2月17日の実施方針等に関する説明会において、本件施設建設予定地の間にある道路(今回の要求水準書で、本件建設予定地北側:善通寺市所有公衆道路)は、計画地内で移設を提案してもよい、との口頭説明に基づき、移設を計画する際に、施設竣工後の土地の分筆、登記手続きは市の事業、市の負担で移設されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	67	6	3	(4)	イ	(ウ)		コンテナ(配膳台)	琴平町はコンテナから配膳台にませ換えるとありますが、配膳台の調達は琴平町様で準備されるとの認識でよろしいでしょうか。	No.81を参照してください。
112	要求水準書	69	6	3	(7)	イ	(ウ)		食器等	調達項目の中に”箸”の記載はありません。本業務での調達対象備品ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書	配布資料1							配膳室現況図	コンテナを入荷口よりエレベーター又はリフトにより上層階に送っている可能性が有りその場合の積載重量及び積載可能サイズをご教授ください。	<ul style="list-style-type: none"> ■善通寺市、琴平町 コンテナをエレベーター等に積載する事はありません。 ■多度津町 <ul style="list-style-type: none"> ・多度津小学校 高さ147cm 幅77cm 奥行143cm 最大積載量240kg ・豊原小学校 高さ145cm 幅85cm 奥行150cm 最大積載量240kg ・四箇小学校 高さ155cm 幅100cm 奥行149cm 最大積載量 500kg ・白方小学校 コンテナをリフトに積載することはありません。なお、リフトの最大積載量自体は200kgです。 ・多度津中学校 高さ210cm 幅110cm 奥行245cm 最大積載量 1,350kg

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
114	要求水準書	配布資料1							配膳室現況図	コンテナを入荷口よりエレベーター又はリフトにより上層階に送れない場合は別途配膳ワゴン等に積み替えての搬送は可能でしょうかその場合配膳員はご準備いただけますかご教授下さい。	配膳ワゴン及び配膳員は1市2町側で準備します。
115	要求水準書	別添資料2	-	-	-	-	-	-		敷地が水路により分断されますが、水路264、道路214を含んだ一団地を建築確認申請の敷地として取り扱うことは可能でしょうか？	不可です。
116	要求水準書	別添資料2	-	-	-	-	-	-		道路214が農道部を示すものかと思いますが、整備範囲外との解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	別添資料2	-	-	-	-	-	-		463-1と478-3・478-1敷地が水路により分断されてしまいますが、水路を跨ってインフラ設備を計画してもよろしいでしょうか？	床板設置により通行することは可能ですが、建物を建設することは不可です。
118	要求水準書	別添資料3	-	-	-	-	-	-		上水道、下水道が市所有道路464-7に整備されていますが、市所有道路464-7を付替えによる上水道、下水道の整備負担は予定地確保に関するものとし、1市2町の負担と考えよろしいでしょうか？	No.109を参照してください。
119	要求水準書	別添資料5							献立例及び食器使用パターン	手作りハンバーグ及び、手作りコロッケについて、どのような調理工程(揚げ焼き機で揚げる、スチームコンベクションで焼く・蒸すなど)を想定されておりますでしょうか。	手作りハンバーグは肉魚下処理室で練って形成し、スチームコンベクションオープンで焼きます。 手作りコロッケは、じゃがいもを調理室の釜でゆでる、スチコンで蒸すなどし、つぶして成形し、パン粉などをつけて揚げ物機で揚げます。 衛生面に配慮した調理工程となるよう提案願います。 No.24も併せて参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
120	要求水準書	別添資料5							食器点数	献立例では必ず食器3点を使用されていますが、2点使用で残りの1点を予備食器用保管庫で保管の必要性はありますか。コスト削減の観点からご教授下さい。	常に3点を使用します。
121	要求水準書	別添資料5							献立例及び食器使用パターン	平成29年5月31日公表の「別添資料5 献立例及び食器使用パターン」の中で、「てづくりハンバーグ」の記載がございます。また、平成29年3月31日公表の「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.68の回答の中で、「～また、手作りコロッケは～」という記載がございます。想定されている手作り献立は、具体的にはどのような調理作業の工程を想定されておりますでしょうか。また、提供頻度はどのような想定をされておりますでしょうか。	No.24、No.119を参照してください。
122	要求水準書	別添資料5							献立例及び食器使用パターン	手作りハンバーグ、手作りコロッケの具材を加熱などをする場所及び、混ぜ合わせたものを成型する場所は、どのような想定をされておりますでしょうか。具材などの加熱は、煮炊き調理室の釜を使用してもよろしいでしょうか。	ご質問の場所については、肉魚下処理室、若しくは揚げ焼き室の一角を想定しています。煮炊き調理室の釜を使用することは、問題ありません。
123	事業契約書(案)	1	1	1	第3条	12			法令遵守並びに公共性及び事業の趣旨の尊重等	事業者は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本契約に基づくすべての行為を善通寺市に対して行うものとし、とございますが、業務遂行上の連絡、報告や書類提出等は善通寺市に対して行なえばよく、善通寺市が取りまとめて受け付けるか否かを問わず、善通寺市、琴平町、多度津町に個別に連絡、報告や書類提出等を行なう必要は無いとの認識でよろしいでしょうか。	原則としては、ご理解の通りです。個別対応が必要な業務がある場合、協議のうえ定めます。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
124	事業契約書(案)	1	第1条					目的及び解釈	念のための確認ですが、表紙と第1条で本契約を2度定義されています。同内容と考え、本条記載の定義は体裁として不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	事業契約書(案)	2	第3条	13項後段				分割債務	損害賠償債務についても増加費用と同様の取扱いという理解でよろしいでしょうか。その場合、3条13項後段は「当該増加費用支払債務等がサービス対価A、B、Cのいずれについて生じたかに応じ」という理解でよろしいでしょうか。また、「サービス対価A、B、Cのいずれについて生じたか」が判然としないケースが発生した場合には、増加費用支払債務等以外の債務又は義務と同様の取り扱い(1市2町が連帯して負担する)としてご検討いただくことは可能でしょうか。	第1文、第2文についてはご理解のとおりです。増加費用支払債務等が「サービス対価A、B、Cのいずれについて生じたか」が判然としないケースについては、1市2町が協議の上定める負担割合による分割債務とします。
126	事業契約書(案)	2	第5条	4項				事業者証券	「事業者証券」の定義をご教示ください。	第5条第1項第2号に規定する「株式、新株予約権又は新株予約権付社債」を指します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				項目名	質問	回答
127	事業契約書(案)	3	1	2	第10条	1	本件業務の遂行	第7条第3項との関連で、準処する書類について、整理をお願いしたいと存じます。	①第10条第1項について以下の通り下線部を修正します。 「事業者は、本件業務を本契約等に従って遂行しなければならない。」 ②別紙1及び基本協定書第2条第6号の「提案書類」の定義について以下のとおり修正します。 『提案書類』とは、落札者が本件事業に係る総合評価一般競争入札方式手続において1市2町に提出した事業提案書、1市2町からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類で1市2町が提案書類に含まれると認めたいものをいう。 ③事業契約書中、「事業者提案」とある部分については、「提案書類」に修正します。
128	事業契約書(案)	3	1	2	第10条	2	本件業務の遂行	本項の定めは、第16条の協議会においても原則第18条の定めにより、協議を進めるとの方向性・原則性を改めて表記したものと理解してよろしいでしょうか。	「入札説明書等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合」は、第18条に定める優先順位に従って、第16条の関係者協議会において協議することとなります。
129	事業契約書(案)	3	1	2	第7条	3	本件事業の概要・本件業務	本文中に「契約関係書類」とありますが、これは第18条に記載のある書類一式を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。が、「契約関係書類」を「本契約等」と改めます。
130	事業契約書(案)	3	1	2	第8条	1	本件事業の事業方式	「本件施設は、…その所有権が…」とあります。これは構成企業からSPCが引渡しを受け、直ちに1市2町へ引渡しを行った場合もしくは施設完成時点において、その所有権を1市2町が原始取得するものと理解してよろしいでしょうか。	第8条第1項に定めるとおり、施設完成時点ではなく、事業者から1市2町への引き渡しと同時に、本件施設の所有権が事業者から1市2町に移転します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			1	2	第9条	4					
131	事業契約書(案)	3	1	2	第9条	4			本件事業用地等の使用	施設引渡後、1市2町の求めにより施設・設備等に改良、取替等を行った場合は、1市2町の負担と理解してよろしいでしょうか。	本件事業の遂行に必要なものであれば、1市2町の求めにより支出したものであっても、事業者の負担となります。
132	事業契約書(案)	3	第7条	3項					契約関係書類	「契約関係書類」とあるのは「本契約等」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りですので、「契約関係書類」を「本契約等」と改めます。
133	事業契約書(案)	3	第9条	4項					本件事業用地等の使用	1市2町の帰責事由に基づく追加的支出の場合は別の取り扱いになると理解してよろしいでしょうか。	1市2町の帰責事由がなければ必要なかった追加的支出については、1市2町が合理的な範囲で負担します。
134	事業契約書(案)	4	第11条	3項後段					責任と負担	1市2町に帰責事由が認められる場合は別の取り扱いになると理解してよろしいでしょうか。	本項は、本件業務の遂行に関する1市2町による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は事業者から1市2町に対する報告、通知、相談若しくは説明は、1市2町の帰責事由とならないという趣旨とご理解ください。これらがあっても、事業者は自己の責任にて事業を行う必要があります。
135	事業契約書(案)	5	1	2	19条				契約保証金	維持管理・運営期間中の契約保証金について、善通寺市契約規則第30条(3)を満たしていれば免除して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	各自治体が各契約規則の定めに従って契約保証金の全部又は一部の免除の可否について判断します。なお、善通寺市では、同市契約規則第30条第3号は、毎年度定例的に行われる業務委託契約等を想定しての規定であるため、基本的に今回の事業には該当しない予定としております。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
136	事業契約書(案)	5	1	2	第19条	3			契約保証金	維持管理・運営期間中の契約保証金の納付に代えて、維持管理、運営各企業が保険会社との間に1市2町を被保険者とする履行保証保険契約を締結すればよろしいでしょうか。	契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約の締結をすることも可とします。履行保証保険契約の締結については、各自治体ごとに手続きを行うこととします。
137	事業契約書(案)	5			第19条	(2)			契約保証金	維持管理期間の契約保証金は、初年度であるH31年度分(H31年8月～H32年3月分)のサービス対価C中の運營業務費(税込)100分の10以上という理解で良いでしょうか。	第19条第1項第2号については以下の通り下線部を修正します。 「(2)別紙4-1記載のサービス対価C(固定料金)及びサービス対価C(変動料金)の合計の1年間分(別紙4-2記載の第1回目の支払い分から第4回目の支払い分までの合計)に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の100分の10以上」
138	事業契約書(案)	5			第19条				契約保証金	1市2町の契約規則では履行保証保険契約による対応も可能と思いますが、この場合、各市各町に対して手続きを行い、保険金額は別紙13の割合によるということでしょうか。また、もしそうであればこのような形で対応したご実績はございますでしょうか。	前段はご理解の通りです。実績はありません。
139	事業契約書(案)	5			第19条				契約保証金	1市2町の契約規則では履行保証保険契約による対応も可能と思いますが、一般的なPFI案件と同様、建設会社が保険契約者でSPCを被保険者とすること可能でしょうか。	1市2町ではなくSPCを被保険者とすることも可としますが、当該保険金請求権に対して1市2町の質権を設定することを必要とします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
140	事業契約書(案)	5	第19条					契約保証金	履行保証保険契約による対応の場合、通常は施設整備業務(設計・建設・調理設備等)は構成企業や協力企業が各担当業務を分担して実施しますが、このような業務分担毎に履行保証保険契約を締結して対応することは可能でしょうか。	事業者が単独で履行保証保険契約を締結する場合と同等の履行保証保険契約を締結することが可能である場合は、認めます。
141	事業契約書(案)	5						第19条 契約保証金	契約保証金について、第19条第3項に「第1項の規定による契約保証金の納付は、～の規定のいずれかに該当する場合は、各自治体はその全部又は一部を免除する。」とございます。その中で、善通寺市契約規則第30条に「施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」と契約保証金の全部又は一部を免除されると記載されています。本事業の場合は、入札参加資格に相当する契約を数回以上、すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金の全部が免除されるとの理解でよろしいでしょうか。また、数回とは、何回以上を想定されておりますでしょうか。	No.135を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
142	事業契約書(案)	5							第19条 契約保証金	第19条1項において、「事業者は、～契約保証金を1市2町に納付する。」とございますが、契約保証金を納付、または、その担保の提供は、実体としては各受託企業(構成企業もしくは協力企業)になるかと思われます。そのため、「事業者」を各受託者と解釈をしてよろしいでしょうか。	担保提供の実質的な負担者が各受託企業である場合であっても、事業契約書は、1市2町と事業者の間の契約であり、納付の主体は事業者になります。
143	事業契約書(案)	6	第20条	6項					増加費用	35条4項に「増加費用(設計費用、工事費用等の業務費用及び合理的な金融費用を含むが、それらに限らない。以下、本契約において同じ。)」とありますが、35条4項より前に登場する「増加費用」についても、特に記載がなくとも「合理的な金融費用」も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(第26条6項等も同様)	ご理解の通りです。第35条第4項を次のとおり修正します。 「以下、本契約において同じ。」→ 「本契約中において同じ。」
144	事業契約書(案)	6	第20条	7項					引渡予定日	「本件施設引渡予定日」とは別紙1の「引渡予定日」と同義でしょうか。(50条、51条、81条5号他も同様)	ご理解の通りです。本契約書中、「本件施設引渡予定日」とある部分については、「引渡予定日」に修正します。
145	事業契約書(案)	9	1	3	第26条	6			1市2町による要求水準書の変更協議	「・・・1市2町が合理的な範囲で・・・負担する。」とあります。この負担には事業者が将来得られると判断できる利益も含まれると理解してよろしいでしょうか。	逸失利益については含みません。
146	事業契約書(案)	9	第26条	6項 但書					増加費用	その他第28条4項但書、29条第4項但書、第52条なお書きにおいて、「第93条又は第98条の規定に従う」あるいは「第94条又は第98条の規定に従う」と規定されておりますが、法令変更に伴う増加費用・損害の負担については93条3項、94条1項・2項等に規定されているようです。引用条文につきご確認をお願いいたします。	第26条第6項但書、第35条第4項但書、同条第6項但書、第36条第1項なお書、第52条第2項なお書、第63条第2項第3号、第67条第2項第3文、第68条第1項なお書、第95条第2項但書において「第93条」とある部分については、「第94条」に修正します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
147	事業契約書(案)	11	第30条	4項					モニタリング	もし1市2町による是正勧告が合理性を欠くようなものであった場合は別の取り扱いになると理解してよろしいでしょうか。(第30条4項、第43条3項、第62条5項、第69条6項も同様)	合理性のない是正勧告を行う予定はありません。
148	事業契約書(案)	12	2	3	第34条	4			設計の完了	「事業者の責めに帰すべき事由として第49条第52条の定めに従う。」とありますが、第49条から第52条までの定めという理解でよろしいでしょうか?	No.149を参照してください。
149	事業契約書(案)	12	第34条	4項 なお書き					設計の完了	「第49条第52条の定めに従う」とありますが「第52条の定めに従う」が正しいでしょうか。	ご理解の通りです。「第49条」については削除します。
150	事業契約書(案)	12	第34条	5項					設計の完了	「第2項の設計の妥当性について」の1市2町の確認が擬制されることとされておりますが、4項に基づく修正後の再確認についても同様の取扱いがなされるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
151	事業契約書(案)	13	2	1	第36条	3			設計図書等の瑕疵担保	瑕疵の帰責者が1市2町である場合にも事業者への請求がある様に思える表現となっておりますので削除をお願いしたいと存じます。	以下の通り下線部を修正します。「前項の規定にかかわらず、設計図書等の瑕疵が、事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は、設計図書等の交付の日から10年とする。」
152	事業契約書(案)	13	2	1	第36条	5			設計図書等の瑕疵担保	1市2町の指示により瑕疵が生じた場合(1市2町の責めに帰すべき事由)、生じた損害の負担は、1市2町との理解しておりますが、よろしいでしょうか。	1市2町の指示により瑕疵が生じた場合の損害については、第36条第1項に従い、1市2町の負担となります。
153	事業契約書(案)	13	2	1	第36条	5			設計図書等の瑕疵担保	1市2町の指示が不相当であり、かつ事業者がそれを知ることができなかった場合でも事業者が責を問われるのでしょうか。	以下の通り下線部を修正します。ただし、事業者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったとき、又は過失により知ることができなかったときは、この限りでない。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
154	事業契約書(案)	15	第41条	1項				建設等業務の期間	「建設等業務の期間」とは「建設期間」(43条1項)を指すものでしょうか。	ご理解の通りです。
155	事業契約書(案)	15	第43条	1項				建設等業務の期間 モニタリング	「設計業務完了」とは、実施設計の完了と理解してよろしいでしょうか。また、34条2項又は4項に基づく設計図書の適合性の確認がなされた時又は同条5項に基づき当該確認がなされたものとみなされた時を指すものの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
156	事業契約書(案)	16	第44条	2項				建設等業務の中止	「1市2町が正当と認めるとき」が要件となっておりますが、事業者が44条1項に従って工事の中止内容と理由を通知した場合には、1市2町が正当と認めないケースがあるとしたらどのような事態が想定されますでしょうか。	個別具体的な事情によるため、現時点での回答については控えさせていただきます。
157	事業契約書(案)	18	第50条	2項				本件施設引渡予定日の変更	念のための確認ですが、後段の義務は、1市2町の定める引渡予定日が「合理的な」場合にのみ生じるものと理解してよろしいでしょうか。	1市2町が定めた合理的な引渡予定日に従うこととなります。
158	事業契約書(案)	20	2	6	第55条	1		引渡し	「・・・所有権は1市2町に帰属又は移転する。」とあります。第8条の趣旨と相違がある様にも思われますので1市2町による所有権の原始取得の旨を明記することをお願いしたいと存じます。	原案の通りとします。 No.130を参照してください。
159	事業契約書(案)	20	第57条	4項				保証書	別紙12に定める様式がありますが、別紙12の第1条で第47条とあるのは第48条、第55条とあるのは第57条が正でしょうか。	ご理解の通りですので、そのように修正します。
160	事業契約書(案)	20	第57条	4項				保証書	「本件工事請負人等」は定義がないようですが、「本件工事の請負人等」といったご趣旨でしょうか。また、57条5項第3文との関係をご教示ください。	ご理解の通りです。 本項につき「本件工事の請負人等」に修正します。 また、第57条第5項第3文については削除します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
161	事業契約書(案)	20	第57条	5項				保証書	「請負人等を使用する場合」と規定されておりますが、本件施設の建設業務に係る請負人等にも適用される規定との理解でよろしいでしょうか。なお、48条3項では、什器備品等・車両の瑕疵担保に係る保証の主体が「什器備品等・車両の調達又は設置」に関する請負人等に限定されております。また、57条4項との関係をご教示ください。 具体的な対応としては、別紙12の保証書については本件施設、調理設備、什器備品、車両等を複数の構成企業・協力企業・再請負人・再々請負人等が各業務を分担する場合、それぞれの企業が単独で担当業務に関する保証書を提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 本項と第57条第4項との関係については、No.160を参照してください。
162	事業契約書(案)	21	3	1	第61条	1		業務仕様書等	どのような内容の記載を求められるのか入札及び提案書提出前に確認する必要があるため、1市2町が別途定める様式をご提示下さい。	現時点で様式は定まっておりません。施設整備業務期間中に、協議のうえ定めます。
163	事業契約書(案)	22	4	1	第63条	2		維持管理・運營業務	その後5日以内に、とございますが、当該5日は営業日(休日除く)のみをカウントしたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
164	事業契約書(案)	23	4	1	第64条	1		年次業務計画書	どのような内容の記載を求められるのか入札及び提案書提出前に確認する必要があるため、1市2町が別途定める様式をご提示下さい。	現時点で様式は定まっておりません。施設整備業務期間中に、協議のうえ定めます。
165	事業契約書(案)	23	第65条	2				四半期業務報告書	四半期業務報告書の提出期限についてご教示ください。	要求水準書のP.76をご覧ください。「当該四半期の最終月の翌月10日まで」としています。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
166	事業契約書(案)	23	第65条	2				年次業務報告書等	事業契約書(案)第3条第12項に則り、1市2町分全てを善通寺市に提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
167	事業契約書(案)	27	第75条					要求水準書の変更	「特別の理由があるとき」とは、どのようなケースを想定されていますか。	個別具体的な事情によるため、現時点での回答については控えさせていただきます。
168	事業契約書(案)	29	第80条	2項後段				事業終了に際しての処置	事業者は、同項前段の「正当な理由」がある場合には、別の対応が可能と理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
169	事業契約書(案)	29						第81条 契約の解除	1市2町いずれかの自治体が、その自治体の事由により、契約解除を申出ることあるのでしょうか。また、その場合は1市2町の事由によるものとの理解でよろしいでしょうか。	第81条に基づく契約の解除は、事業者と同条各号の解除事由がある場合の規定です。個別具体的な状況によるため、一般的な回答については控えさせていただきます。
170	事業契約書(案)	30	第82条	1項	2号			本事業	「本事業」とあるのは、「本件事業」が正でしょうか。(第82条3項、第112条4項、別紙1(本件工事と給食配送校の定義)、別紙6柱書も同様)	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			第82条	1項							
171	事業契約書(案)	30	第82条	1項					1市2町の解除権	1号ないし3号の規定については、公正取引委員会の判断に不服があり、行政事件訴訟法上の取消訴訟の結果、取消が確定した場合は除かれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
172	事業契約書(案)	31	6	2	第83条	1			談合その他の不正行為に係る違約金	条文中に「エラー！参照元が見つかりません。」というメッセージが3箇所入っています。ご修正をお願いいたします。	No.176を参照してください。
173	事業契約書(案)	31	6	2	第84条	1,2			引渡し前の解除の効力等	条文中に「エラー！参照元が見つかりません。」というメッセージが第1項と第2項に入っています。ご修正をお願いいたします。	No.176を参照してください。
174	事業契約書(案)	31	6	2	第83条				-	本条以下数箇所に「エラー！参照元が見つかりません。」と記載された箇所があります。修正版をご提示下さい。	No.176を参照してください。
175	事業契約書(案)	31	第83条	1項					違約金	「エラー！参照元が見つかりません。」という表示がなされておりますので、適宜ご修正をお願いいたします。	No.176を参照してください。
176	事業契約書(案)	31	第83条	1項					違約金	エラー部分について第82条第1項各号のいずれかに該当した場合の条文でしょうか。そうである場合、基本協定書(案)第7条第5項2号～4号と同じケースに該当した場合の規定になるかと思いますが、基本協定書(案)では税込みサービス対価Aの10%に相当する金額を違約金とされている一方、事業契約書(案)第83条では契約金額の20%に相当する違約金を設定されているということでしょうか。もしそうであれば両社の整合性はどのようになりますか。また、契約金額の20%という設定はきわめて過大と思われるので修正をご検討できませんでしょうか。	参照元は「第82条」です。違約金については、契約金額の100分の10に相当する額とします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
177	事業契約書(案)	31	第83条	2項				違約金	第83条は違約金の条項と記載されていますので、賠償金とあるのは違約金のことではないでしょうか。もし賠償金であれば違約金とは別に支払うということでしょうか。	ご指摘の通りですので「賠償金」とある部分については「違約金」に修正します。
178	事業契約書(案)	31	第83条	3項				違約金	前3項とは前2項でしょうか。	ご理解の通りです。
179	事業契約書(案)	31	第84条	1				引渡し前の違約金	本件、違約金算定根拠は、建設中に消費税率が変更された場合でも、事業契約締結時の税率にて算出した金額という認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
180	事業契約書(案)	31	第84条					解除の効力等	エラーの条文を教えてください。もし第82条が該当する場合、第84条第2項に違約金をサービス対価の10%相当とされていますが、第83条では異なる違約金設定をされていませんかでしょうか。	No.176を参照してください。
181	事業契約書(案)	31	83～86						エラー！参照元が見つかりません。との誤記が散見されます。これは82条が参照元という理解でよろしいでしょうか。違約金に繋がる重要な規定と思われるので、再度質問の場を設定頂けませんでしょうか。	前段はNo.176を参照してください。後段はNo.4を参照してください。
182	事業契約書(案)	32	6	2	第85条	1		開業準備期間中の解除の効力等	条文中に「エラー！参照元が見つかりません。」というメッセージが入っています。ご修正をお願いいたします。	No.176を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
183	事業契約書(案)	32	第84条	4					<p>契約解除時に1市2町から支払われる買受代金額の支払い方法に関して、一括or割賦を統一いただけますでしょうか。</p> <p>また、1市2町が分割払いを選択した場合、SPCを存続させる必要がございますが、SPC存続に伴い発生する諸費用は1市2町に請求を行うことができるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>第1文については原案の通りとします。</p> <p>第2文について、事業者の帰責事由による解除のため、SPC存続に伴い発生する諸費用については、事業者の負担とします。</p>
184	事業契約書(案)	32	第84条	6項				解除の効力等	<p>1市2町による判断は、事業スケジュールや経済性等を勘案した上で合理적으로判断されるものとし、その場合の規定と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>同項記載の通り、1市2町は、工事の進捗状況その他の諸般の事情を考慮して、本件施設の出来形又は設置済みの什器備品等を取り壊す又は取り外すことが妥当であるかどうかを判断します。</p>
185	事業契約書(案)	32	第84条	7項第3文				解除の効力等	<p>事業者は、同項第1文・第2文の「正当な理由」がある場合には別の取り扱いになるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
186	事業契約書(案)	33	6	2	第86条	1		維持管理・運営期間中の解除の効力等	<p>条文中に「エラー！参照元が見つかりません。」というメッセージが入っています。ご修正をお願いいたします。</p>	<p>No.176を参照してください。</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
187	事業契約書(案)	33	6	2	第85条	1			開業準備期間中の解除の効力等	第19条では開業準備期間中の契約保証金の納付について定められていませんので、本条本項の、ただし～充当することができる。までは誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りですので但書を削除し、以下の通り下線部を修正します。「開業準備期間に第81条及び第82条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、別紙4-1「サービス対価の基本的な考え方」のサービス対価Bと当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する金額を違約金として、1市2町の指定する期間内に1市2町に対して支払わなければならない。ただし、事業者が、第83条の規定に基づく違約金を支払った場合には、当該違約金を支払うことは要しないものとする。」
188	事業契約書(案)	34	6	2	第88条	1	(1)			本号に規定する状態は、善通寺市、琴平町、多度津町が連帯して負担する金銭債務であるか否かを問わず、1市2町に本契約上の金銭債務の履行遅滞が生じた場合との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
189	事業契約書(案)	34	第88条	3号					契約の解除	「本件業務の遂行が不可能となった場合」には、本件業務の遂行が著しく困難になった場合等を含むとの理解でよろしいでしょうか。	本件業務の遂行が不可能と評価可能な場合が第3号に該当するものとなります。
190	事業契約書(案)	34	第88条、第89条							1市2町の債務不履行等について確認させてください。 3自治体のうちの1つが債務不履行を行った場合、残りの2自治体との契約も終了し、出来形部分の支払も当然、第89条に基づき、1市2町にそれぞれ求めることができるという認識で間違いありませんか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			第91条	1							
191	事業契約書(案)	35	第91条	1					『～サービス対価C及びサービス対価D(当該解除時点までに履行された支払期限未到来の維持管理・運営に係る対価)の合計額を支払う。』とございますが、「サービス対価C⇒サービス対価B」、「サービス対価D⇒サービス対価C」が正という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りですので修正します。	
192	事業契約書(案)	36	7	1	第94条	2		法令の変更による費用・損害の扱い	第2項が2つございますので、ご修正をお願いいたします。	ご指摘の通りですので修正します。	
193	事業契約書(案)	36	第93条	1項				契約の終了	協議が整わなかったケースにおいて、もし通知の内容に合理性を欠くようなことがあった場合は別の取り扱いになるという理解でよろしいでしょうか。	個別具体的な状況によるため、一般的な回答については控えさせていただきます。	
194	事業契約書(案)	36	第94条	3項				法令の変更による費用・損害の扱い	第3項に相当する項番号が第2項と表記されていますのでご確認ください。	No.192を参照してください。	
195	事業契約書(案)	36	第95条	2項 但書				法令の変更による契約の解除	「第93条第2項」の規定に従うとありますが、増加費用・損害の負担については93条3項、94条1項・2項等に規定されているようです。引用条文につきご確認ください。	No.146を参照してください。	
196	事業契約書(案)	37	第98条	2				不可抗力による増加費用	不可抗力による増加費用の1市2町が負担する部分については、別紙13の負担割合に則って各自治体が支払うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。1市2町の負担部分については、第3条第13項及び別紙13第2項に従います。	
197	事業契約書(案)	39	第103条	4項 但書				第三者等に関する関係	本項は第三者に起因する本件施設への損害等を対象とするものであり、基本的に事業者の業務遂行に起因するものではない理解ですが、「第三者による本件施設への損害が事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合」とはどのようなケースをご想定されてますか。	事業者の施設管理が不十分であった場合等が考えられますが、個別具体的な事情によるため、現時点での回答については控えさせていただきます。	

No	資料名	頁／様式	該当箇所				項目名	質問	回答
198	事業契約書(案)	41	10		第111条		財務書類の提出	「会計監査人(公認会計士又は監査法人に限る。)の監査」との記載がございますが、会計監査人の設置は毎年の登記及び費用が必要なため、「公認会計士又は監査法人の監査」に変更して頂けますでしょうか。	「公認会計士又は監査法人の監査」に変更します。
199	事業契約書(案)	42	10		第112条	4	暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	第83条～第86条に定められている違約金を支払っている場合は、本条による違約金を別途支払うことは要しないとの認識でよろしいでしょうか。	同一事由によるものでない限り、各規定に基づき違約金を支払って頂く必要がありますので、原案通りとします。
200	事業契約書(案)	42	10		第112条	7	暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	本契約の定めるところによる。とございますが、本契約のどの部分の定めるところによるのでしょうか。	第6章その他関連する規定によることとなります。
201	事業契約書(案)	42	10		第112条	9	暴力団等排除に係る契約解除及び違約金に関する特約	事業者が前条に違反した場合は、とございますが、前項の誤りではないでしょうか。	ご指摘の通りですので修正します。
202	事業契約書(案)	42		第112条	4項		事業予定者	「事業予定者」は定義語にありませんので、「事業者」が正でしょうか。	ご指摘の通りですので修正します。
203	事業契約書(案)	43	10		第114条		個人情報保護	「事業者は、本件事業の業務を遂行するにあたり、」以降の文言が次のページに表示されておりますので、ご修正をお願いいたします。	ご指摘の通りですので修正します。
204	事業契約書(案)	43		第113条	1項	柱書	秘密保持	念のための確認ですが「本件事業に関し事業者に出資する金融機関」には、事業者 に対して融資を行うことを検討している金融機関に開示する場合を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
205	事業契約書(案)	45	別紙 1						定義	<p>同一の用語について契約書本文中で定義があるにもかかわらず、別紙に改めて定義が置かれているものが散見されます。例えば、「1市2町」、「事業者」、「本件事業」の定義は表紙に、「事業計画書」の定義は28条1項に、「請負人等」は21条6項に、「業務従事者名簿」の定義は60条1項に、それぞれ定義されております。特に「請負人等」のように複数の定義間で齟齬がある場合には無用の解釈上の疑義が生じることから、ご確認をお願いいたします。</p>	<p>以下の通り修正します。 ①前文及び第1条の「(以下「本契約」という。)」を削除。 ②前文の「(以下「1市2町」という。)」を削除。 ③前文の「(以下「事業者」という。)」を削除。 ④前文の「(以下「本件事業」という。)」を削除。 ⑤第28条第1項を以下の通り修正する。 「事業者は、本契約の効力発生後速やかに、本契約等に従い事業計画書を作成し、1市2町に提出して1市2町の承諾を得なければならない。」 ⑥第21条第6項で「(以下、これらの第三者らを併せて「請負人等」という。)」とあるのを、「(以下、本条においてこれらの第三者らを併せて「請負人等」という。)」とする。 ⑦第60条第1項の「(以下、「業務従事者名簿」という。)」を削除。</p>
206	事業契約書(案)	48	別紙 1						定義	<p>工期の定義について「工事開始予定(着工)日から竣工(完工)日までの期間」とありますが、いずれも定義の言葉と異なっていますのでご確認ください。</p>	<p>ご指摘の通りですので以下の通り修正します。また、「本件施設竣工予定日」については「竣工予定日」に、「本件施設竣工日」は「竣工日」にそれぞれ修正します。 『「工期」とは、本件工事(解体・撤去工事を含む)期間をいい、工事開始(着工)予定日から竣工日までの期間をいう。』</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
207	事業契約書(案)	48	別紙1					定義	「施設整備業務」の定義と同様に、「別紙2「対象業務の概要」に「開業準備業務」として規定する業務をいう」としていただけますでしょうか。(維持管理業務、運営業務も同様)	各定義について以下の通り修正します。 ①「開業準備業務」とは、「本件事業」に関して、別紙2「対象業務の概要」に「開業準備業務」として規定する業務をいう。 ②「維持管理業務」とは、「本件事業」に関して、別紙2「対象業務の概要」に「維持管理業務」として規定する業務をいう。 ③「運営業務」とは、「本件事業」に関して、別紙2「対象業務の概要」に「運営業務」として規定する業務をいう。
208	事業契約書(案)	52	別紙3						「事業期間」(なお、こちらは定義語の「本件事業期間」が正でしょうか。)が「～平成45年3月31日」となっておりますが、平成46年7月31日が正でしょうか(表紙・76条本文参照)。また「本件施設工事開始(着工)予定日」は定義語の「工事開始(着工)予定日」が正でしょうか。	ご指摘の通りですのでそれぞれ修正します。
209	事業契約書(案)	55	別紙4-1	2	(3)	①		サービス対価C(固定料金部分)	全期間での平準化は必要なく、あくまで1事業年度内での平準化のみ求められるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
210	事業契約書(案)	55	別紙4-1	2	(2)			サービス対価B	サービス対価Bの請求書は、別紙9に則って、1市2町がモニタリング報告書を受領してから14日以内に結果の通知を受けた時点で1市2町に対して発行可能という認識でよろしいでしょうか	請求可能時期については、別紙4-2に定める通りです。
211	事業契約書(案)	55	別紙4-1	3	(2)	②		提供給食数の保証	プラス・マイナス200食以内の場合、実施給食数に応じた変動料金が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
212	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	3	(6)				変動料金の算定	4500人以上6500人以下とありますが、入札価格算定根拠となる入札説明書17ページ及び要求水準書9ページ記載の予測園児・児童生徒及び教職員数と整合していただけないでしょうか。	No.52を参照してください。
213	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	3	(6)				変動料金の算定	プラス200食を超える場合、「予定給食数+200食+事業者が応諾した食数」とありますが、事業者がプラス200食超の実施給食数を応諾した場合、プラス・マイナス200食以内の扱いと同様に、実施給食数に応じた変動料金が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
214	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	3	(6)				変動料金の算定	マイナス200食を超える場合、変動料金の支払はマイナス200食分に当たった金額を限度として、その金額より減額されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
215	事業契約書(案)	56	別紙 4-1	3	(3)				提供日数の見直し	給食提供日数の減になった原因が営業停止等の事業者に帰責がある場合は、提供日数の見直しにより固定料金が減額になることは理解できませんが、事業者にはコントロールができない台風、大雪、地震等自然によるものや、インフルエンザなど流行性感冒等により、年間の給食提供日数が190日を下回った場合には、固定料金の減額はしないという理解でよろしいでしょうか。また、年間の給食提供日数が220日を上回る場合には、どのようなことがあった場合に220日を上回ることを想定されておりますでしょうか。	別紙4-1第3項(3)は、変動料金についての定めです。 なお、変動料金について、給食提供日数の減少の原因となった事由の如何にかかわらず、別紙4-1第3項(3)の提供日数の見直しを行うこととします。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
216	事業契約書(案)	71	別紙 9	1					モニタリング結果の通知	モニタリング結果は、事業契約書(案)第3条第12項に則り、善通寺が1市2町全てを取り纏めた上で事業者 に通知いただけるという認識でよろしい でしょうか。	ご理解の通りです。
217	事業契約書(案)	82	別紙 13	1	(1)				各自治体の負担割合等について	「平成29年度学校基本調査における 各自治体の実施給食数が、1市2町 の実施給食数の合計数に占める割 合とする」とあり、その下段に割合が 示してあります。平成29年度の実施 給食数はまだ算定できていないはず ですが、こちらの割合を元に計算す るという認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。 平成29年5月に実施された学校基本 調査における実施給食数をもとに算 定しています。なお、実施給食数と は実際に提供した食数ではなく、提 供を予定している給食数です。
218	事業契約書(案)	82	別紙 13	1	2	(1)	②		サービス対価A2	基準金利は維持管理・運営開始日 (平成31年8月)の2銀行営業日前に 決定するとありますが、割賦の始期 はいつでしょうか。 通常は引渡日(平成31年6月)かと考 えますが、この場合、事業者の資金 調達の観点も含めて、基準金利の決 定もこの引渡日に合わせた設定とし て頂けないでしょうか。	割賦の始期は維持管理・運営業務 開始日です。 原案の通りとします。
219	事業契約書(案)	2	第 1	1	第 3 条	13			1市2町の債務又は 義務	実質的には3市町のうち1市長町の みに責任(落ち度)があった場合に おいても3市町の連帯責任(増加費 用支払債務等)に関しては別紙13第2 項の割合に従う」という認識で宜しい でしょうか。	増加費用支払債務等については、 第3条第13項及び別紙13第2項によ り各自治体の分割債務となります。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
220	事業契約書(案)	20	第2	6	第57条	1			引渡し	「所有権は1市2町に帰属又は移転する」と記載ありますが、持分比率は如何様になりますでしょうか。	善通寺市53.63%、琴平町11.80%、多度津町34.57%とすることを想定しております。
221	事業契約書(案)	31	第5	2	第83条	2、3			談合その他不正行為に係る違約金	違約金に関して「契約金額の100分の20に相当する金額」との記載ございますが、多くは契約金額ではなく運用対価に対する割合で求められているかと思えます。今回契約金額に対する割合とした経緯をご教示ください。	No.176を参照してください。
222	事業契約書(案)	54				2	(1)	②	サービス対価A2	第2回目から第59回目までの割賦利息は、「割賦未償還元本」×「割賦金利」×「3か月」÷「12か月」により計算されるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
223	事業契約書(案)		別紙1						定義	確認ですが、協力企業の定義は入札説明書にも記載の通りであり、再請負人等(第21条5項)は含まないという理解でよろしいでしょうか。また第21条の手続きを経ることを前提に事業者提案や基本協定書に記載の協力企業以外の第三者も当該定義における協力企業になりえるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
224	事業契約書(案)									複数箇所に記載の『エラー！参照元が見つかりません』は誤植だと思慮しますが、正しい文面を開示ください。	No.176を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
225	事業契約書(案) 別紙6	67		1	ア	(オ)		建設工事保険	保険金額は、「本件施設の建設工事費(消費税及び地方消費税の額を含む。）」との記載がございますが、建設工事費とは、様式集(様式28-7①)の「4.建築工事」「5.電気設備工事」「6.空調設備工事」「7.給排水・衛生設備工事」「8.昇降機工事」の合計金額(税込)という理解でよろしいでしょうか。	原案の通り、「事業契約の対象となっている全ての工事」を対象としてください。
226	事業契約書(案) 別紙9 開業準備 業務及び維持管理・ 運營業務のモニタリング	72	別紙 9	2	(2)			維持管理業務の不 履行又は不完全履 行	計画通り維持管理業務を行っていたとしても発生してしまった設備不具合等で、給食提供へ支障が生じる可能性がある場合は「維持管理業務の怠慢」に含まれ、給食提供へ支障が生じる可能性が無い場合は基準1に該当しないとの認識でよろしいでしょうか。	個別具体的な状況によるため、一般的な回答については控えさせていただきます。
227	基本協定書(案)	2	第4 条	1	(10)			事業予定者の設立	取締役会の設置が求められていますが、この部分は必須項目でしょうか。	原案の通りとします。
228	基本協定書(案)	2	第4 条	1				事業予定者の設立	「及び会計監査人の改選・・・」とあります。また、同条第1項(12)の記載からも会計監査人は、会社法第326条に定めのある機関として設置を求められておりますが、任意設置とすることは可能でしょうか。	会計監査人の設置については任意とします。これに伴い基本協定の関連部分について修正します。
229	基本協定書(案)	2	第4 条	1				事業予定者の設立	落札者決定から事業者設立まで、1ヶ月強の期間を頂戴できますでしょうか。	No.3を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
230	基本協定書(案)	2	4	第4条				事業予定者の設立	会計監査人についての記載がございますが、本事業は監査法人による監査がございます。会計監査人を設置することで毎年の登記及び費用が必要となり、事業費の上昇を通じて貴市等の負担増加につながると思われますので削除して頂けませんでしょうか。	No.228を参照してください。
231	基本協定書(案)	3	第4条	1	(12)			会計監査人	会計監査人の設置については、コスト面を考慮し、任意としていただけないでしょうか。	No.228を参照してください。
232	基本協定書(案)	4	第6条	1項				業務の委託又は請負	事業契約上記記載され協定書に記載されていない事前調査業務や開業準備業務などは、事業者提案による役割分担により、本項記載のいずれの業務に含んだり、条文を修正するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
233	基本協定書(案)	5	第7条	5項	第5号			事業契約	5号の段落が改行されてませんのでご確認ください。	ご指摘の通りですので修正します。
234	基本協定書(案)	5	第7条	5項				事業契約	落札者である各法人格とは別の事業者団体が協定・契約解除のトリガーになることを規定しておりますが、市・町の契約規則や法的根拠に基づいたものでしょうか。主旨をご教示いただけませんか。(事業契約書(案)第82条においても同様。)	落札者が事業者団体の構成事業者であり、当該事業者が、本事業の入札手続に関し、第2号ないし第4号に該当する場合には、当該構成事業者たる落札者に帰責性が認められると考えられるところであり、他の事例でも同様の定めが設けられているところです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			第7条	6項							
235	基本協定書(案)	5	第7条	6項					事業契約	罰則及び重大な行政処分等とされていますが、非常に範囲が広く、また「等」にはどのような事象が含まれるか判断ができないため、リスク分析・対応が不可能です。解除に伴う違約金も企業経営に影響を与えかねない多額な設定となっており、事業者としては大きな参入障壁となりますので削除をご検討いただけませんか。	No.252を参照してください。
236	基本協定書(案)	6	第7条	5項	第12号				事業契約	「甲」は1市2町を、「乙の構成員」とは構成企業を指しておりますでしょうか。入札説明書も含め定義語との整合についてご確認ください。	「甲」については「1市2町」に、「乙の構成員」については「落札者」に修正します。
237	基本協定書(案)	6	第7条	6項					事業契約	入札説明書の構成員制限では国・県を含む指定停止措置も対象とされており、また本項ではさらに罰則及び重大な行政処分等も解除のトリガーとされており、全国ネットワーク企業においては不確定リスクが大きく参加への障壁となりえますので、第6項については削除をご検討いただけませんか。	No.252を参照してください。
238	基本協定書(案)	6	第7条	7項					事業契約	「構成員の補完を求める場合がある。」とありますが、「構成企業及び協力企業に代わって」とありますので構成企業だけでなく協力企業による補完もありうるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
239	基本協定書(案)	6	第7条	8項					事業契約	念のためですが、「1市2町が認めたとき」とは、1市2町の全員が認めた場合を指し、1市2町の一部のみが認めた場合を含まないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
240	基本協定書(案)	6		7		6		基本協定解除の事由	7条6項「事業契約の効力～又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合～」との記載がありますが、「重大な行政処分」及び「等」とはどのような事態を想定されてますでしょうか。	No.252を参照してください。
241	基本協定書(案)	6						第7条 事業契約	第11条第2項に違約金について、その発生事由として第7条第5項、第6項があります。 第7条6項には、事業契約の効力発生までに「入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合」と非常に厳しい内容となっております。 事業契約の解除における事由として、第7条5項は一般的かと思慮いたしますが、第6項はこの規定があたるため、入札参加にあたり事業者にとって大きな参入障壁となります。 そのため、第6項を削除していただけますでしょうか。	No.252を参照してください。
242	基本協定書(案)	7	第10条					事業契約不成立の場合の処理	「事由を問わず・・・各自の負担とし・・・」とあります。第11条および実施方針リスク分担表からしますと、議決を得られないなど1市2町の責による契約不成立の場合の事業者損失は、1市2町の負担と理解してよろしいでしょうか。	1市2町と議会とは別途のものであり、議決を得られないことは、1市2町の帰責事由とはなりません。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
243	基本協定書(案)	7	第10条					事業契約不成立の場合の処理	費用負担に関しては、「事由を問わず」各自の負担と規定されておりますが、1市2町の責めに帰すべき事由（議会の議決が得られなかった場合を含みます。）により事業契約の締結に至らなかった場合又は契約締結までに時間を要する場合に落札者に生じる追加負担は別の取り扱いとしてご検討いただくことはできませんでしょうか。	議会の議決が得られない点についてはNo.242を参照してください。議決を得られないこと以外の1市2町の帰責事由にて事業契約締結に至らない場合等においては、個別に検討します。
244	基本協定書(案)	7	第11条	1項					「落札者はこれに異議を述べず、また、事業予定者をして異議を述べさせない」との規定は、「落札者に第7条第5項各号のいずれかの事由が生じた場合」の解除を想定したものであり、解除事由があることを前提として、解除の効力に異議を述べることを禁止する趣旨と思われませんが、解除事由の有無そのものについて争いがある場合には、異議を述べることは特に制限されないという理解でよろしいでしょうか。（たとえば、反社に該当する相手方と下請契約等を締結した構成企業が、1市2町の求めに応じて下請契約等を解除した場合において、1市2町が7条5項11号に基づき解除をしてきたとしても、反社に該当することを「知りながら」締結したのではないとして解除の効力を争うケースなどが考えられます。）	ご理解の通り解除事由があることを前提とした規定です。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
			第8条	2項							
245	基本協定書(案)	7	第8条	2項					事業期間中のその他の義務	「1市2町の指定する割合で分割して」とありますが、どのような方法で適切な割合を指定するご想定でしょうか。(第11条4項、事業契約書案第3条4項も同様)	1市2町が、直近の学校基本調査における給食数を算定の根拠として、協議により割合を指定することを想定しております。
246	基本協定書(案)	7	第9条	1項					準備行為	「落札者は」という文言が重複していますので、2つ目のものは不要と理解してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りですので修正します。
247	基本協定書(案)	8	第11条	2項					解除並びに違約金等	確認ですが、「帰責性を有する者は、連帯して～」違約金を支払う規定となっておりますが、帰責性を有する者が複数いる場合、当該帰責者が連帯して債務を負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
248	基本協定書(案)	8	第11条	2項					解除並びに違約金等	帰責性を有する者とありますが、事業者団体と落札者は各々独立した法人・団体であり、事業者団体が解除事由に該当したケースが仮に起きた場合、落札者のうち誰がどのような根拠で帰責性を有するのでしょうか。	No.234を参照してください。
249	基本協定書(案)	8	第11条	2項					解除並びに違約金等	1市2町が本協定を解除するか否かにかかわらず、帰責者が各違約金を支払うものとされていますが、第7条5項と第6項は内容が大きく異なり、第6項については故意でない事故等による指名停止を含むものと考え、第6項に関する本項の規定は非常に厳しい条件となりますので当該規定の削除や帰責性のある企業を補完する措置による事業を継続することにより違約金が発生しない条文としていただけませんか。	No.252を参照してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
250	基本協定書(案)	8	第12条	2項 3項					秘密保持	「弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負う者に対して開示する場合、及び、1市2町又は落札者のアドバイザーに対して本条で規定された内容と実質的に同じ内容の守秘義務を課して開示する場合」については、本事業の遂行に当たり必要になると思いますので、開示は可能という理解でよろしいでしょうか。また、念のための確認ですが「落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する…場合」には、SPCに対して融資を行うことを検討している金融機関に開示する場合を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
251	基本協定書(案)	8		11	2				違約金	第11条2項の規定は事業契約の効力発生までの間に第7条5項6項の事由が発生した場合に限られるとの解釈でよいか。	特にそのような限定はありません。事業契約と基本協定とで、同じ事由により、事業者と構成企業とが違約金を負担する場合は、連帯債務となります。

No	資料名	頁／様式	該当箇所				項目名	質問	回答
252	基本協定書(案)	8		11	2		違約金の発生事由	<p>違約金発生のトリガーは限定されるべきところ、第11条2項で定める違約金発生事由となる第7条6項「事業契約の効力発生までに、落札者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合～」について、「罰則」に関しては、極めて軽微な罰則を受けた場合でも、該当してしまうと読み取れ、また「行政処分等」、この「等」により行政処分以外のものも含まれるため、この第7条6項の一文を削除頂くか、または、第11条2項の違約金の一文を修正をお願いします。修正頂ける場合においては、第7条6項が、第11条3項の違約金の発生事由においても該当しないよう修正をお願いします。</p>	<p>第7条第6項の「又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、」については削除し、また、第7条第6項については違約金の対象から外すこととします。</p>
253	基本協定書(案)	8			第11条	2	解除並びに違約金等	<p>落札者のうち、第7条第5項1号から12号又は同条第6項の該当性に対し帰責性を有する者以外は、違約金支払い義務を負わないとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
254	基本協定書(案)	9	第14条	1項 但書				有効期間	事業期間の定義に関する2条3号より、「ただし、本協定が解除された場合又は終了した場合は、本協定が解除された日又は終了した日までとする」という理解でよろしいでしょうか。(本協定では、「事業仮契約の締結又は事業契約の効力発生に至る可能性がないと1市2町が判断して代表企業に通知した」ことは、終了事由とはされていないため、他の解除事由の規定(特に7条8項)との関係が不明確になるように思われたためご確認をお願いするものです。)	第14条第1項但書により、事業仮契約の締結又は事業契約の効力発生に至る可能性がないと1市2町が判断して代表企業に通知した日に基本協定は終了します。
255	基本協定書(案)	9		14	2			有効期間	10条ないし13条の規定の効力は本協定の有効期間の終了にかかわらず存続するとなっておりますが、11条の違約金の規定については対象外として頂けますでしょうか。	基本協定が解除された場合にも違約金の請求を可能とする趣旨であり、原案の通りとします。
256	基本協定書(案)	10						その他	落札者の欄に「(構成員)」との記載がございますが、「(構成企業)」が正でしょうか。また、本協定の当事者には、頭書及び入札説明書によると協力企業も含まれるようですが、落札者の欄には「(協力企業)」の欄が追加されるという理解でよろしいでしょうか。(もし協力企業が当事者とならない場合には、頭書が修正され、協力企業の権利義務について定めた規定を削除されるという理解でよろしいでしょうか(協力企業に対して拘束力を有しないため)。)	ご理解の通りです。協力企業の欄を追加します。

No	資料名	頁／様式	該当箇所					項目名	質問	回答
257	基本協定書(案)							その他	1市2町に対する義務履行又は1市2町による義務履行の方法については、事業契約3条12項・13項の規定と同趣旨であると理解してよろしいでしょうか。	<p>基本的にご理解の通りです。基本協定第3条第3項以下に次の通り追記します。</p> <p>「3 落札者は、本協定に別段の定めのある場合を除き、本協定に基づくすべての行為を善通寺市に対して行うものとし、落札者の代表企業が善通寺市に対して行った本協定に基づくすべての行為は、善通寺市、琴平町、多度津町に対して行ったものとみなし、また、1市2町は、落札者に対して行う本契約に基づくすべての行為について、善通寺市を通じて行うものとする。</p> <p>4 本協定に基づく1市2町の債務又は義務は、増加費用支払債務及び損害賠償債務(以下増加費用支払債務と損害賠償債務を併せて「増加費用支払債務等」という。)を除き、善通寺市、琴平町、多度津町が連帯して負担するものとする。増加費用支払債務等については、当該増加費用支払債務等については、1市2町が指定する割合に従って、各自治体の分割債務となるものとする。」</p>
258	落札者決定基準	7	3	2	(5)			入札価格の得点化方法	「40点×(最低入札価格/当該入札価格)2」という得点化方法となっております。総合評価方式でありながら、入札価格が選定基準の中に占めるウエイトが非常に大きく、他の事業者との価格差による点数差が必要以上につきやすい得点化方法となっております。事業者のノウハウを生かした、より良い提案をし易い適切な状況にするためにも、入札価格の得点化方法の再検討をお願い致します。	<p>原案の通りとします。入札価格の得点化方法については、事業者選定委員会等において、シミュレーションを行い、定性評価と定量評価のバランスをとっています。</p>

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
259	落札者選定基準	6	3	2	(3)	ア	(カ)		地域経済	1市2町内事業者とありますが、事業者の定義としては、構成員だけでなく、協力企業、各業務の下請・再委託先の企業や団体を含むと理解して良いですか。	ご理解の通りです。 ただし、様式38-1(別添)の評価については、No.265を参照してください。
260	落札者選定基準	7	3	2	(3)	イ	(5)		入札価格の得点方法	確認ですが(最低入札価格/当該入札価格)を2乗するという事によろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
261	様式集	1	5	(2)					様式38-2	災害時の炊き出し等での対応食数について、想定されている食数をご教示ください。	実際に提供可能な食数・品目は災害の程度において大きく異なりますので、通常食提供への影響や経済性等を考慮して提案してください。
262	様式集	3	1	5	(5)				提案書に関する提出書類	正本1、副本12部(合計13部)提出と書かれておりますが、「1) 必須項目提案書に関する提案書類、2) 加点項目提案書に関する提案書類、3) 図面集この3項目の内容(様式26~38-2、図面集)をすべて1冊にまとめるの提出でしょうか。(1冊にまとめると図面集もすべてA4折込になります。)もしくは、「様式26~38-2」=A4ファイル、「図面集」=A3ファイルと2分冊でもよろしいでしょうか。	「1) 必須項目提案書に関する提案書類、2) 加点項目提案書に関する提案書類」で1冊とし、「3) 図面集」でもう1冊としてください。
263	様式集	3	1	5	(5)				提案書に関する提出書類	「バインダー左綴じ」と書かれておりますが、枚数が多くバインダーですとバラけやすく読みにくいため、2穴のファイルとしてもよろしいでしょうか。	2穴ファイルでも構いません。
264	様式集	第38-1号			(1)	②			地域経済	市内企業とあるのは1市2町内企業が正だと思っておりますが、1市2町内企業の定義をご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 「1市2町内企業」は、1市2町内に本店又は支店を有する者になります。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所					項目名	質問	回答
265	様式集	第38-1号			(1)	②		地域経済・社会への貢献	構成員の表記しかありませんが、1市2町内企業として協力企業が参加する場合は評価の対象にならないでしょうか。それとも協力企業の項目を追加して同等に評価されますでしょうか。	「構成員」の定義は入札説明書P.9をご確認ください。 ご質問の「協力企業」がSPCと直接契約をしない企業を指しているとするば、様式38-1(別添)においては、評価の対象とはなりません。
266	様式集	様式18						本業務における役割に関連する業務実績	入札参加グループの名称、グループ内の位置づけ欄についての記載は、本件におけるグループ名および位置づけでしょうか。それとも、業務実績として記載する事業におけるものでしょうか。	本事業における内容を記載してください。
267	様式集	様式18						本業務における役割に関連する業務実績	本様式に記載する業務実績は、PFIの実績であると推察しますが、発注者とは自治体を指しているという認識で宜しいでしょうか。	PFIとは限りません。 PFI、DBO等、包括事業の場合は、発注者欄はSPCではなく自治体を記載してください。
268	様式集	様式18						本業務における役割に関連する業務実績	本様式に記載する業務実績は、PFIの実績であると推察しますが、履行場所とは建設地の住所を指しているという認識で宜しいでしょうか。	PFIとは限りません。 履行場所は、ご理解の通りです。
269	様式集	様式18						本業務における役割に関連する業務実績	本様式に記載する業務実績は、PFIの実績であると推察しますが、契約金額とは落札価格(税抜)を指しているという認識で宜しいでしょうか。	PFIとは限りません。 契約金額(税抜)を記載してください。
270	様式集	様式27-6						長期資金調達計画及び収支等計画	下段表に『笠岡市ライフサイクルコスト』との記載がございますが、『善通寺市・琴平町・多度津町ライフサイクルコスト』の誤りという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No	資料名	頁／ 様式	該当箇所					項目名	質問	回答
271	様式集	様式9						委任状	「代表者職氏名」欄について、自治体への登録代表職と、会社としての代表職が異なる場合、どちらを記載したらよろしいでしょうか。	1市2町への登録者名としてください。
272	様式集							様式18	様式18「本業務における役割に関する業務実績」の業務名等の欄の契約金額について、金額の記載は必須でしょうか。ご教示下さい。	可能な限り記載してください。記載ができない場合、理由を記載してください。
273	様式集							第7号様式 グループ構成員一覧	貴市等に届出を行っている名義にて記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
274	様式集							第9号様式 委任状	委任状(構成員→代表企業)は貴市等に届出を行っている名義にて作成するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
275	様式集							様式27-6 長期資金調達計画 及び収支等計画	小数点は切捨てでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
276	様式集							様式27-6 長期資金調達計画 及び収支等計画	評価指標は小数点第何位まで表示すればよろしいでしょうか。また、評価指標に係る小数点は四捨五入でよろしいでしょうか。	小数点第2位まで表示してください。後段はご理解の通りです。
277	様式集							第10号 設計業務 に当たる者	「平成28年度及び平成29年度において1市2町いずれかの測量、建設コンサルタント業務等委託契約指名競争入札参加資格を有していることを証する書類」については、登録時に証明書は発行されていないので、1市2町の登録業者リストの出力焼図をもって、代えさせていただいて、よろしいでしょうか。	登録業者リストの出力の添付で可です。また、登録がなく、本事業に関して善通寺市で参加資格申請を行った事業者においては、登録リストに反映されませんので、善通寺市の受付印が押された申請書の写しを添付してください。

No	資料名	頁／様式	該当箇所						項目名	質問	回答
278	実施方針等 質疑回答書	22	131						「464-1については駐車場用地として利用を想定していますが、・・・市所有道路464-7を付替えることによって463-1側の敷地を広げることが可能」とございますが、付替え位置は464-5敷地に対して条件等ございましたらご教示下さい。	464-5の敷地への進入に影響が無いようにお願いします。また、464-5の敷地に付替え道路が隣接することのないようにお願いします。	
279	実施方針等 質疑回答書	22	131						「市所有道路464-7を付替えることによって463-1側の敷地を広げることが可能」とございますが、付替え先が477-1西側となる場合、464-1範囲外にある公衆用道路3m(水路を含む)があるものと考えてよろしいでしょうか？」	付替え先は、464-1の敷地内のみです。農道、水路も含まれません。	
280	実施方針等 質疑回答書	22	136						「464-8、464-9、265が公衆用道路(幅員3m)として、市が別途整備される」とございますが、その幅員は、464-8・464-9については463-1との境界から北側に3m、265については478-1との境界から北側に3m、と考えてよろしいでしょうか。また、道路整備後の265と464-7との取り合い部(接続部)の扱いはどのように考えればよろしいでしょうか？」	463-1に隣接する464-8、464-9については、現状のままで、整備する計画はありません。265は水路であり、道路は477-2です。こちらも整備する計画はありません。477-2と464-7の取り合いは、車両の通行に支障がないようにお願いします。	
281	実施方針等 質問回答	10						回答No.60	回答No.107には冷蔵庫(パススルー冷蔵庫含む)、冷凍庫、食缶消毒保管庫、コンテナ消毒保管庫、器具消毒保管庫については温度を自動記録でき、異常を感知できるようにとございますが、回答No.60では消毒保管庫については事業者の提案に委ねますとございますので、消毒保管庫については必須ではないとの理解でよろしいでしょうか？」	実施方針等質問回答No.107を正としてください。	